

平成 30 年度 第 5 回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 平成 30 年 8 月 21 日（火） 14 : 00～15 : 15
- 場 所 四條畷市役所 本館 2 階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5 名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員
- 欠席委員 = 0 名
- 傍聴者 = 0 名
- 事務局 = 2 名 : 賀藤地域協働課長、宇都宮地域協働課主任

担 当	内 容
事務局	<p>委員の皆さま、本日は第 5 回検討会に、ご多忙の中ご参集いただき誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、本日は欠席委員はなし、また、傍聴者はいない旨ご報告させていただきます。</p> <p>ここで、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。まず、A 4 ホッチキス留めの四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱の案、それからクリップ留めになっております、審査要領、それから A 4 1 枚刷り裏表の募集要領、最後に前回募集要領という表記をしておりましたが、今回てびきと名称を変更したものの、以上となっております。資料の配布漏れ等ございませんでしょうか。</p> <p>なお、本日も円滑な議事の進行にご協力いただき、概ね 1 時間程度で会議を終了したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この後の進行に関しましては委員長よろしくお願いいたします。</p>
辻委員長	<p>それでは早速ですがはじめたいと思います。</p> <p>本日の検討内容ですが、四條畷市公募型協働のまちづくり補助金における審査要領についてということで、資料の内容についてまず事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>まず交付要綱の案についてですが、1枚めくっていただいて、第4条の補助金の額ですが、この資料では●となっていますが、資料の修正漏れということで、予算に関しては、内部での協議の結果、補助率としては2分の1で、1事業あたりの上限額は200万円が妥当であろうということで資料の修正をお願いします。他の資料では修正されておりますのでよろしくお願いします。ただし、金額は確定額ではなく、あくまでもこの金額で予算要求を行うということでご理解願います。次に、様式2の事業実施計画書ですが、前回の施委員のご提案を受けて、最大3年の事業年数予定を記載する欄を設けています。</p> <p>次に審査要領に移りまして、これに関しては1次審査及び2次審査の結果についての市長への報告の条項を追記しました。また、採点についても、前回の施委員のご提案を基本的に受ける形で、審査基準を5項目に変更したことに伴い、各委員の持ち点を最大25点ということで修正しています。</p> <p>次に募集要領については、先ほどの補助率と補助限度額を追記しています。</p> <p>最後に、手引きをご覧ください。これに関しましても、他の資料と同様、項目6番で補助率及び額を追記したほか、項目9番で、現状で想定している事業スケジュールを記載できる範囲で記載しています。項目12番では、(5)として、前回の検討会で議論のあった1次審査時の添付資料についての記載を加えたほか、前回主に議論を行ったプレゼンの内容について、項目14と15に追記しています。簡単ですが、説明は以上です。</p>
辻委員長	<p>ありがとうございました。それではまずは交付要綱の(案)について、委員の皆さまから何か意見はございますでしょうか。</p>
坂本委員	<p>今回書き加えられた部分で、第4条の補助率のところの記載の仕方ですが、2分の1「以下」という表現になっていますが、これはあまり見ない表現というか、結局何割を補助するのかあいまいな表現で分かりにくいのではと思います。</p>
事務局	<p>これまでの検討会の議論でもあったとおり、補助対象団体の自主性、自立性</p>

	<p>を促していく観点から、年を追うごとに自主財源を獲得して自立していった、事業における補助金の割合を下げうる余地を残すということでこういった表現にしています。確かにあまり他では見ない表現かと思いますが。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>つまりこれは、逆に言えば半分は補助金を出すけれども、後の半分は必ず補助事業者側でなんとかしてくださいということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういうことになります。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>「以下」という表現を使うことによって、2分の1の補助率を下げうる裁量の余地というかあいまいな部分は残さない方が良い気がします。</p>
<p>増田委員</p>	<p>私は個人的にはこの表現でも良いかと思いますが、通常であれば、申請した時の額から、事業が終わってからの額の方が収入も支出も小さくなることが多いと思いますので、その時に問題が生じると思います。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>交付決定をして、事業が終わってから当初想定していたより事業が小さくなっていたのでその額を下げたお金を返してもらうといったようなこともありますよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状の実態としては、交付決定をする段階ではあくまでも計画上の予算であって、事業が終わって実績報告書の提出があった時に総事業費が下がっていて、交付決定額を下回れば、補助金の確定通知で当然当初の決定額を下回る通知を出しています。それが事前に補助金を概算払していれば返還を求めているところです。</p>
<p>事務局</p>	<p>いずれにせよ、最終の実績報告段階で補助対象経費となっているものに対して補助率に応じた補助を行っているところです。</p>

坂本委員	<p>そうですね、最終的には実績報告段階で、その率に応じた補助金を支払うということにはなりますよね。</p>
事務局	<p>この「以下」についてはどうしましょう、確かに表現として分かりにくいということもありますし、あくまでも2分の1の補助「率」なので削除してしまった方が良いでしょうか。</p>
辻委員長	<p>そうですね、この部分に関しては削除ということにしましょう。</p> <p>その他何もなければ次に行きたいと思います。次は審査要領について議論をしたいと思いますが、この部分に関して何かございますでしょうか。先ほどの事務局からの説明にもあったとおり、今回は審査基準に関して、前回施委員にご提案いただいたものを受けて修正されていて、それに伴って1人25点ということになっているとのことですが、内容について施委員は特に何かございますか。</p>
施副委員長	<p>いえ、特にはありません。問題ないと思います。1つだけ確認なのですが、例えば、商店街などの舗道の整備をして地域の活性化を図るといったような事業は対象になりますか。</p>
事務局	<p>現状では、要綱の補助対象外経費の中に「整備費」というものがありますので、事業そのものというよりも舗道の整備費用が対象にならないことになると思います。</p> <p>例えば、商店街の活性化という観点でいうならば、リース料は認められていますので、商店街でクリスマスマーケットを行って集客増による活性化を行うために、イルミネーションライトをリースするといったことは可能かと思えますので、そこは制度をどううまく使って工夫するかになってくると思います。</p>
増田委員	<p>審査要領の第2条について、この検討会が審査するとなっていますが、我々の役割について、この検討会は条例により設置されていると思いますが、その</p>

事務局	<p>整合性は図れているのでしょうか。</p> <p>増田委員がおっしゃっているのは、条例上のこの検討会の所掌事務のことだと思いますが、補助金制度在り方検討会条例の第2条に所掌事務という項目がありまして、少し読み上げてみますと、（1）市民の需要に応じた補助金の制度の在り方を検討すること（2）補助金の制度の適正な運用に関し必要な事項を調査すること（3）前2号に掲げるもののほか、補助金の制度及びその運用に関し必要な事項を調査審議すること、となっていて、このうちの（3）で今回の1次審査及び2次審査を行うことについては読み込めるのではないかと考えています。</p>
増田委員	<p>一般に、外部の委員による諮問機関の役割として、審査をして決定するものではないと思いますので、表現として「審査する」ではなく、例えば「調査して報告する」や「意見を述べる」といった書き方をの方が良いと考えます。</p>
施副委員長	<p>それに関連して、第4条の3で「委員長は・・・審査結果を取りまとめ・・・」とありますが、この部分についても例えば「調査結果を・・・」のような表現の方が良いのではないかと思います。</p>
辻委員長	<p>それに関しては、第6条の2には審査結果の報告を受けた市長が通知するとなっていますので、最終的な判断は市長となるので問題はないのではないのでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>条例の表現では、先ほど事務局が読み上げた3項目の最初に、「市長の諮問に応じて次に掲げる事務を行う」とあるので、市長の諮問があれば特に問題はないと考えますが、この審査要領と条例との整合性については、再度法規担当の部署に確認をした方が良いかもしれませんね。</p>
坂本委員	<p>審査要領自体が市長決裁を経て制定されているものですので、それを受けて</p>

	<p>検討会が審査するという理屈も成り立つのではないかと思います。</p>
増田委員	<p>特に1次審査の審査項目の中で、例えば提案主体が主に市内で活動を行っているか、定款や規約を定めているか、などの形式的要件を審査することは、そもそもこの検討会の役割から離れているというか、外部機関に委ねて審査する事としてはなじまず、この検討会で判断できないのではないかと思います。</p>
辻委員長	<p>前回の検討会では、形式的な要件は事務局で一定の前捌きというか、判断をしていただいた上で、形上は我々が追認するという話でしたよね。</p>
事務局	<p>おそらく、増田委員がおっしゃっているのは、意思決定についての事実上の話と外形的な話の中で、例え事実上事務局で決定しているにしても、現状の枠組みでは外形的には検討会が決定する形になっていることについて、検討会の権能としてどうなのかなということですよ。</p>
辻委員長	<p>これが正しいことかどうかは分かりませんが、私は他市の業者選定の委員をしたことがあって、そこでは業者の決定まで行ったと記憶しています。</p>
藤岡委員	<p>そうですね、外部組織が意思決定する例としては、プロポーザルで業者選定を行う際に実際にうちでも例としてありますね。</p>
事務局	<p>この点についてどうさせていただきますでしょうか。確かに増田委員がおっしゃっていることもその通りだと思いますし、実際に他の例で外部組織が意思決定している例があったとしても、そこにはやはり根拠のようなものがあると思います。</p> <p>これを現状で整理しようとするれば、今1次審査票にある審査項目1の補助対象主体、補助対象事業、更に審査項目2の補助対象経費、この形式的な部分に係る審査に関しては、補助金在り方検討会ではなく、事務局による行政内部の決裁で判断を行う形で切り分けて、残った審査項目3の企画提案の部分につい</p>

	<p>て検討会で1次審査を行って、結果を市に報告いただくという形で整理させていただいて次回ご提示することにしたと思いますがいかかでしょうか。</p>
辻委員長	<p>そうですね、ではこの点に関してはそのようにしていただくということでもよろしくをお願いします。</p>
藤岡委員	<p>2次審査に関して、1人25点の持ち点ということなので、満点は125点ということなのですね。</p>
事務局	<p>そういうことになります。現状では足り点として、全ての委員の方が全ての項目で2点を付けた場合の合計額の50点をボーダーにさせていただいています。</p>
増田委員	<p>リスク管理の観点から、市へ採点結果を報告する際には、各委員の採点票を集計する形よりも、会議体として、この検討会として採点結果を報告する形式を取られてはどうか。こういった審査の際、当日に欠席される方のいるケースもありますので。</p>
事務局	<p>それは確かにそうかもしれませんね。欠席者のことは想定していませんでしたので、現状足り点を設けている関係上、委員の中に1人欠席者が出るだけで、提案内容が良くても不採択になる確率が上がってしまいますね。特に合計点方式を採る積極的な理由もないので平均点にした方が良いかもしれませんね。</p>
辻委員長	<p>他にご意見ないようでしたら、次のてびき（案）に移りたいと思います。これについて何かご意見ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>これに関する主な修正箇所について、冒頭簡単に説明させていただきましたが、少し補足させていただきます。</p>

	<p>まずタイトルですが、A 4 両面刷りの募集要領と混同するというので、「てびき」に変更しています。次に項目 6 の補助額については先ほど話のあったとおり、2 分の 1 の補助率で 1 事業の上限額を 2 0 0 万円ということで考えています。項目 9 で全体スケジュールの大まかな日にちを入れさせていただいています。項目 1 2 の（5）では前回議論のあった 1 次審査の添付資料の件について追記し、項目 1 4 では前回の議論を踏まえたプレゼンテーションの注意点について記載しています。以上となります。</p>
藤岡委員	<p>スケジュールに関して、もう 1 ヶ月位早めることは可能でしょうか。2 次審査のプレゼンテーションが 2 月中旬となっていますが、これを 1 月中旬頃にできれば、枠取りの予算ではなくて、補助金の内示の合計額で必要十分な額を当初予算として計上できるかと思ったのですが。</p>
事務局	<p>それは確かにそうですが、制定した制度を周知する期間を考えれば、これでも少しギリギリかと考えています。また、予算に関しては、少なくとも行政の内部的にだけでも予算枠の上限を持っていなければ、良い提案を全て認めるのであれば予算がいくらあっても足りなくなりますし、前回お話をさせていただいた通り、プレゼンの得点の上位の事業から予算に達ししだい終了という形にしておかないと、最終的にどの事業に予算を付けるかに関して行政の裁量が大きくなるので、今のやり方でいくなれば、一定の線を引くために予算枠というのは必要になってくるかと考えています。</p>
藤岡委員	<p>予算に関して、積算根拠というか、何か要求の根拠になるものはあるのですか。</p>
事務局	<p>既存の補助事業が移行してくることを踏まえて、それにも対応可能なように、上限 2 0 0 万円の最大 1 0 事業かと考えています。</p>
施副委員	<p>今の話で言うと、予算枠としては 2, 0 0 0 万円になりますが、それを募集</p>

長	の段階で公開することはできますか。
事務局	それは難しいと考えています。募集段階で補助率と上限額がないと、提案する側も提案のしようがないですが、予算枠に関しては今回のスケジュールで行くとあくまでも予算要求額ということで、予算査定の過程で減額になる可能性もありますし、そもそも予算案が可決されていない段階での募集ですので、募集のてびきにも予算成立が前提という条件を付けているところです。
辻委員長	<p>それでは他になければ最後に募集要領にいきたいと思いますが、これに関しては、これまでの資料と内容的には同じになりますので、特にご意見のない限りは、このままということにしたいと思います。</p> <p>以上で本日の予定案件は終了しましたが、その他事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>次回の開催は予定通り、9月の25日火曜日の午前10時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、従前からお伝えしているとおり、現在検討している新たな補助金制度の検討につきましては、次回で一旦終了する形になりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回は、本日ご意見をいただいた部分の修正、特に1次審査の審査項目から、提案主体の要件や事業予算書などの形式要件を切り分けた形で資料をご提示させていただき、それに伴い資料に必要な修正を行いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他委員の皆さまから何かご発言がないようでしたら、本日の会議はこれで終了したいと思います。皆さまお疲れ様でした。</p>

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんによりの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」としています。